

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「第 44 条第 10 号」を「第 44 条第 11 号」に改める。

第 11 条の 2 第 1 項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第 12 号において同じ。）をいう。」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イ中「また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 11 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏

れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。  
また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条中第14号を第15号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準については、この条例による改正後の第11条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### (提出理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和2年総務省令第77号)の施行に伴い、急速充電設備の設置に係る基準の適用対象を拡大するとともに、これに伴う基準の追加等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

改正後（案）	現行
<p>第1条～第8条の2 〔略〕 （燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>第9条～第11条 〔略〕 （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<u>第12号</u>において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>200キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> 〔略〕</p> <p><u>(5)</u> 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(6)</u> 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(7)</u> 急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p><u>(8)～(11)</u> 〔略〕</p> <p><u>(12)</u> 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p><u>(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を</u></p>	<p>第1条～第8条の2 〔略〕 （燃料電池発電設備）</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>第9条～第11条 〔略〕 （急速充電設備）</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<u>50キロワット</u>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>(1)～(3)</u> 〔略〕</p> <p><u>(4)</u> 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(5)</u> 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p><u>(6)</u> 急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p> <p><u>(7)～(10)</u> 〔略〕</p> <p><u>(11)</u> 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</p> <p><u>〔新設〕</u></p>

講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17)・(18) [略]

2 [略]

第12条～第43条 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) [略]

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11)～(15) [略]

第45条～第50条 [略]

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準については、この条例による改正後の第11条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

[新設]

[新設]

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

[新設]

[新設]

(13)・(14) [略]

2 [略]

第12条～第43条 [略]

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) [略]

[新設]

(10)～(14) [略]

第45条～第50条 [略]